



# 足立区議会だより

発行/東京都足立区議会 ☎(3880)5111 No.171

## 第4回 定例会

R70  
古紙配合率70%  
再生紙を使用しています



大谷田公園

**『議員からの寄付は、罰則を以て禁止されています』**

議員（候補者等を含む）が、お祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事や、入学式・卒業式の行事に対し、寄付・お祝い・差し入れ等を行うことは、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をも以て禁止されています。

また、受け取った人も、罰せられます。

個人に対しても、結婚式・葬式（告別式を含む）以外全ての、お祝い金（入学・卒業等）・贈り物（お歳暮・中元等）をすることも、同様に禁じられています。区民の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

## 第4回定例会 会議のあらまし

平成10年第4回定例会は、当初、平成10年12月2日から会期23日間の日程で開催されましたが、最終日の12月24日に平成11年1月26日まで会期が延長され、56日間の会期となりました。今定例会では区長から提出された平成10年度一般会計補正予算など議案29件、議員提出議案3件、区民のみなさんから提出された請願、陳情等について審議がなされました。

結果については、本文記載のとおりです。

### 平成10年度補正予算

区長提出議案のうち平成10年度一般会計（3号）、国民健康保険特別会計（1号）補正予算は可決されました。同時に提出された平成10年度一般会計（4号）、国民健康保険特別会計（2号）補正予算は否決されました。

### 平成9年度決算

第3回定例会からの継続審査となっていた平成9年度の4会計歳入歳出決算は、一般会計は不認定、他の3会計は認定されました。（決算特別委員会の審査と本会議の議決は6頁、討論は7頁に掲載）

### その他の区長提出議案

区長提出議案20件のうち原案可決18件、継続審査2件と議決されました。

### 議員提出議案

意見書「東京空襲犠牲者の氏名調査・記録に着手すること」を求める意見書」及び決議「足立区議会議員の政治活動等にかかわる決議」の2件を可決し、意見書は関係機関に提出しました。

（意見書・決議は8頁に掲載）

また、渡辺修次議員の不規則発言に対する懲罰については委員会の審査報告どおり、戒告と決定されました。（懲罰特別委員会の報告要旨を6頁に掲載）

### 請願・陳情

区民の皆さんから提出された請願11件、陳情41件本文記載のとおり決しました。（請願・陳情の審査結果を8頁に掲載、継続審査は省略）

### 主な内容

- 区政を問う（各会派の代表質問）……………25頁
- 懲罰特別委員会の審査結果について……………6頁
- 日暮里・舎人線促進協議会都知事に要望書提出……………6頁
- 平成9年度各会計決算・決算特別委員会での審査と本会議の議決……………6頁
- 各会派の討論……………7頁
- 議決結果……………8頁
- 報告……………8頁
- みなさんからの請願・陳情……………8頁
- 今定例会で可決した意見書・決議……………8頁

足立区議会は、議員自らの政治活動、選挙活動に関する決議を行いました。

# 問

代表質問は平成10年12月2日・3日・4日に開会された第4回定例会本会議で行われました。

## 代表質問

議案の審議に先立ち、各会派を代表する11名の議員が、区政全般について質問を行い、区政執行に当たるとる区長をはじめ執行機関の考えを尋ねました。  
以下、その一部を掲載します。

## 足立区議会自由民主党



中島 勇 議員

補正予算における緊急経済対策について問う

【問】今回計上された補正予算はさびしい緊急経済対策である。その内容について伺う。①区内中小企業者の資金繰りの緩和と経営支援のための緊急特別融資の実施について、既に特別借り換え融資制度と同時に融資限度額の拡大が図られた。補正予算に計上された融資枠では不足するのではないか。②区内商品券への助成だが、区は割引した10%の半分、発行額にして1億円を限度に助成すると聞いているが、これは税金のばらまきであり、区長のスタンドプレーではないのか。区長の考えを伺う。  
【答】①区内中小企業者の資金繰りを軽減させるために、運転資金と設備資金の融資限度額の拡大と旧債振替融資の創設を11月に行った。これに伴う経費増を見込んで計上した。②足立区商店街振興組合連合会が発行する1割のプレミアム付商品券1億円分について、所要経費の一部を助成するものだ。  
特別区制度改革について問う  
【問】①清掃事業の移管について、特別区長会が基本方針で、収集・運搬は各特別区が直接実施し、可燃ゴミの中間処理についても協議案どおり実施することが原則であるとしながらもダイオキシン対策期間中、共同処

理を行うと協議案における運営形態を一部変更したのは、東京都の問題提起にのってしまっただけではないのか。都のさらなる強い要望に区側がこれ以上譲歩することも考えられるのか。②移管後の清掃事業の運営形態に関する都協議が整わないため、職員自身の取り扱いの検討も遅れていると聞いている。本来移管後の運営形態を決めるのは特別区の側であって、一部事務組合や管理執行型の協議会で事務を共同処理するに当たっては、区議会の決議が必要ではないのかと思うがどうか。③実施まで残り少ない期間の中で区としてどのような実施体制を整備していくのか伺う。④足立清掃工場はダイオキシン対策等のため、11年の12月頃から16年の10月頃までプラント更新工事が行われる。焼却炉の全部、または一部停止期間中の可燃ゴミの処理はどうなるのか。また、プラント更新について、都との連絡協議会で、どのような要望をおこなっているのか伺う。  
【答】①平成10年11月10日開催の特別区長会役員会において、東京都から、経過措置として、少なくとも3年間、収集・運搬から中間処理まで一括して共同処理するような再提案があった。しかし、特別区長会は、「収集・運搬は各特別区が直接実施する」との基本方針を決めており、11月16日の総会においても受け入れられないとの結論に達し、都知事あて回答している。今後、

要望があっても、この基本方針を堅持していくと考えている。②移管後は特別区が清掃事業の実施主体になるので、運営形態を決めるのは特別区の側である。一部事務組合及び管理執行型の協議会で共同処理する場合には、構成団体の協議により規約を定めて行う必要がある。協議を行うにあたっては区議会の議決が必要となる。清掃事業の移管に關しては、今後とも区議会に報告・提案を行い、承認を得よう努めていく。③現在、企画部の移管準備担当が清掃移管の準備を進めるのに並行して、清掃事業関係課で構成するワーキンググループにおいて、実施体制整備のための準備作業を行っている。また、区内清掃施設との連絡調整会議を発足させ、円滑な移管を実施するための準備を進めている。④焼却炉の全部または一部停止期間に排出される可燃ゴミは、搬入調整により、焼却能力に余裕のある近隣区の工場への搬入を中心とした広域的処理になると考えられる。また、都区連絡協議会において、井戸・防火水槽の設置、耐震補強等の防災対策、電波障害対策の更新、還元施設への電気供給、工事中の環境対策等を行うよう要望している。  
特別区制度改革に伴う国民健康保険について問う  
【問】特別区の国民健康保険制度は、都の調整条例により統一的な基準で運営されている。制度改革によって都の調整条例が廃止されればいろいろと影響がでくるものと思われる。そこで次の2点について伺う。

①現在、保険料はどのような状況にあるのか。また、現行の算定方法はどうか。②調整条例廃止後、平成12年度以降の保険料や給付はどのようなものか伺う。  
【答】①保険料の算定方法は都の調整条例や区条例により定められている。平成10年度の賦課率は50%で、これを所得割65%、均等割35%の割合に配分している。都区検討会は、平成12年度の目標として、賦課率50%、賦課割合50対50と提言しているが、賦課率については目標を達成したものの、賦課割合については、今後の課題として残されている。②区側の検討の中間のまとめにおいては、制度改革後も23区統一の保険料方式の採用や減免基準や給付水準も足並みを揃えるべきであると報告されている。今後、こうした報告も踏まえ、区側の方針もつめるとともに、都区検討会においても検討が行われることとなる。  
特別区制度改革に伴う教育事務移管について問う  
【問】①東京都教育委員会の事務が特別区教育委員会に移管されるに当たり、現在どのような検討がなされているのか。特に幼稚園教育職員の任用については、23区共通で一部事務組合による共同処理を行うと聞いている。



る。共同処理をすることにより、区の自主性が失われはしないのか伺う。②制度改革によるわが区の学校教育が、今後どのように変わらうとされているのか伺う。また、教育を取り巻く変化に幼稚園、小・中学校がどのように対応していくのか教育委員会の見解を伺う。  
【答】①教育事務移管にあたっては、移管される教育課程の取扱い、教科書の採択、県費負担職員の内申権等教育プロパーの事務について、具体的事務処理方法等の検討を行っている。なお、幼稚園教育職員の採用・昇任については、特別区長会において、特別区人事・厚生事務組合に23区共同の教育委員会を設置し、共同処理を行うことが了承されている。②教育委員会としては、この制度改革により、地域に開かれた学校づくり、地域の特色を生かした学校づくりを推進し、未来を担う子ども達の心の教育の充実を目指していきたいと考えている。  
足立区の道徳教育の方針と現場の教師の考え方を伺う  
【問】都の教育委員会で道徳教育の授業を公開している。これは学校、家庭、地域社会の連携による心の教育を推進するためと思っている。しかし、道徳教育に対する先生方の考え方が十分分らないが私はそう思っていないので心配している。第16期中央教育審議会でも学校における道徳教育についての各教師の



井上市三郎 議員

理解と取組みが必ずしも十分でない」と指摘されている。足立区の道徳教育の方針と、現場教師の考え方について伺う。  
【答】足立区教育委員会は、教育目標に「人間尊重の精神を基調とした、知・徳・体・情操の調和のとれた、心身ともに健全で人間性豊かな区民の育成を目指す」とかけており、道徳教育の充実を重要な課題としている。そのため、道徳教育の研修会を開催し、さらに、指導・啓発資料を作成している。また、区の研究員による体験的な道徳の指導方法について研究をすすめている。学校においては、週1時間道徳の授業を設定し、道徳教育の全体計画・道徳の時間の年間指導計画にもとづき、教員一人ひとりが心の教育を大切に指導を実施している。  
生命の大切さと人権について  
【問】第16期中央教育審議会では6項目の中に「生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観」とある。人権については、守るべき道筋まで説いている反面、生命については、「大切に」とあるだけで、道徳教育では人権も非常に大切な教えであると思うが生命が最も大切であることを重視して教え、その対策まで優先して実行させ



# 代表質問

## 傍聴してみませんか 区議会本会議は公開されています

# 区政を

期す計画である。



白石 正輝  
議員

【問】区長の選挙公約について

【答】生命の大切さは教育のみならず、人間社会で最も尊重すべきことと受けとめている。また、人権についても、だれもが社会の中で、公平・平等に扱われるために、重要なことと考えている。

清掃事業の移管及び足立清掃工場のダイオキシンの対策について

【問】①特別区長会において了承された基本方針の中で、収集・運搬については各特別区が実施可能ゴミの中間処理についても協議案どおり実施するとしている。これらを吉田区長も了承した。区内に清掃事務所、事業所があるが、区への帰属に関する諸準備について万全を期することが書かれているが、これが果たしてできるのか明確な答弁を願いたい。

【答】①円滑な移管を実施するため、区内清掃施設との事業調整や情報交換等を行っている。また、清掃事業移管にあたっての課題等を検討するため、ワーキンググループを設けて準備を進めている。②平成11年12月をめざしプラント更新工事を実施することになっている。プラント更新後の焼却設備においては、焼却炉・減温塔の温度管理等によるダイオキシンの発生抑制、ろ過式集じん機での吸着、触媒塔での分解によりダイオキシン対策を行う。また、焼却灰に含まれるダイオキシンを分解除去するため、灰溶融設備を併設して、ダイオキシン対策に万全を

【問】区長は選挙中にホテル建設反対、ホテルに代わる施設をつくらんと約束した。しかし、当選して2年たってもホテルに代わる案が出てこない。企画部に聞くと、代替案は書いたが、出す直前に区長に断られたと言った。代替案を委員会に提出させないという強権を発動する。これで、議会と執行機関の関係がうまくいくはずがない。また、ホームヘルパーを100人増やすとも約束した。決算委員会で、何人増えたか担当部に質問したところ1人も増えていないし、区長から何ら指示を受けていないとのことだ。30人規模の特別養護老人ホームも39カ所建設すると約束し、一ヶ所、1億5千万円でできるとピラをまいた。ところが、担当部長に聞いたところ土地代を含めると約11億円もかかるというところだ。それより足立区で30人規模の特別養護老人ホームが厚生省から認められないことは共産党だって知っている。公約違反はまだたくさんある。女性助役実現もそうで、女性助役の実現どころか三役を1人も提案しない。新婚家庭の家賃補助や住宅改造資金の充実、民間委託の見直しについても何の指示も出してない。学校統廃合はやらないういながら、区長として一番最初にやった仕事は、竹の塚北小と桑袋小の廃校だった。共産党は、区長があれこれやっ

たと嘘ばかり言っているが、選挙公約を一つも守っていない。選挙の公約を守るのが、区長としての当然の責務である。

【答弁求めず】



【問】区長は、旧本庁舎跡利用特別委員会の時、6人の公募委員について、選考委員会での選考には幅があったと言った。そこで、当時の企画部長に何人選んだのか聞くと6人と答えた。幅があると言いつつ実際には6人しか選んでいない。区長は、全くの嘘を言ったことになる。次に委員会で6人全部かえたのかという質問に、6人全部をかえたわけではないと答えている。6人全部かえたわけではないというところは、何人かはかえたけれどもあと何人かは残したというところだ。そこで私は、公文書公開条例に基づいて公文書の公開を求めた。区長の指示により出された公文書は全部塗りだした。そこで、個人情報保護審議会に不服申立てをしたところ、私の申立てが正しいとのこと。別の文書が出された。この2つを比べて当時選ばれた公募委員の性別・年代・住居を調べたところ、全員違う。公募委員の選考に幅があったという嘘、6人全部かえたわけではないという嘘、これらの嘘を守るために区

長は強権を発動して情報公開をしない。区長のまるっきりでたらの嘘、議会を欺瞞した姿を、厳しく糾弾したい。

【答弁求めず】

【問】足立区が行う行事は区長が主催者である。学校も区長が設置者なのだから学校の行事もそうだ。区長は、子どもたちが一生懸命に国歌を歌っているのを背中に聞きながらぶすぶす立っているが、この姿が本当に子どもたちの健全な育成に役に立つのか考えてほしい。このことを聞かれると区長はプライバシーの問題だとしてか答えない。自分が主催する式典で、自分で決めた式次第で国歌を歌ったのか歌わないのかと聞かれてプライバシーですませる姿勢は絶対に許されない。厳しく指摘する。

【問】去年の今頃あたりから友興会は非常に危ないと言われてきた。区長はわかっていながら、倒産しそうだという時まで動かさない。11月の初めに私は、区長が東京都に行かなければ解決することはできないと話した。区長は、おっしゃるとおりだ、早速やりますと言った。11月24日の厚生委員会で再度聞くと、区長は、部課長に任せているからわからないと言った。友興会に入っているお年寄りの方の将来を考えるならば、区長自らが東京都に行き、東京都に金を出させ、残りを足立区が負担し、友興会を健全に助けていくことが区民に温かい行政ではないか。

【答】社会福祉法人友興会から、7月に区への支援要請を受けた。この事態に対し、東京都とも相談し、対応策を検討してきた。その結果、今回の事態を招いた法人の責任を明確にしつつも、その後、経営再建の努力が行われていること、本件が通常の運営上では想定されない事態であり、都に制度的対応策がないこ

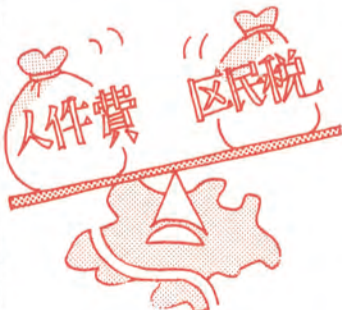
【問】わが党の委員が10月13日の総務委員会で、区民税で人件費が賄えないという現状について、区長の考え方をただした。そこで何うが、区長は現在の区の財政状況から、区民税と人件費の比率をどう捉えているのか。将来の展望も踏まえ示されたい。

## 足立区議会公明党



飯田 豊彦  
議員

【問】区長は既に14億円もの資金をかけ計画したホテルを含む産業振興センターを何の対案をも示さず一方的に中止した。旧本庁舎跡を見るにつけ、地元の賑わいどころか、閑散とした町になってしまった。区長の責任は極めて重い。区長は旧本庁舎跡地対策をどう考えているのか。



【答】二度にわたり特別減税の行われた今年度は、人件費が区民税を上回るの確実で、11年度以降予定されている恒久減税が実施されると、この傾向は続くものと考えられる。また、歳入に占める区税収入の割合は低く、自主財源の少ない体質となっている。今後も、行政改革の中

と、区は特別養護老人ホーム入所の措置権者であること等を考慮し、足立区社会福祉協議会にも協力を求め、緊急の貸付金制度の創設に向け検討する。都には法人側の貸付金返還の具体策について指導を依頼していく。なお、介護保険制度化での社会福祉法人の経営安定化制度について国・都に要請をして行く。

【問】区長は既に14億円もの資金をかけ計画したホテルを含む産業振興センターを何の対案をも示さず一方的に中止した。旧本庁舎跡を見るにつけ、地元の賑わいどころか、閑散とした町になってしまった。区長の責任は極めて重い。区長は旧本庁舎跡地対策をどう考えているのか。

【答】跡地利用計画は、現在、ホールを中心として産業振興施設及び公共駐車場建設のため、施設機能等の面で検討を進めている。検討スケジュールについては、できるだけ早く計画を策定し区民の期待にこたえていきたい。保育行政について問う

【問】区長は重点施策のトップに福祉の充実を掲げている。ところが、保育園の待機児童数及び平成9年度の保育料未納額が過去最高を記録した。そこで次の3点について区長に問う。①保育園の入所難の事態を想定し、早急な対策がとれなかったのか。②抜本的解決には施設建設を含めた財源の確保が必要と考えるがどうか。③保育料未納につい

【問】区長は重点施策のトップに福祉の充実を掲げている。ところが、保育園の待機児童数及び平成9年度の保育料未納額が過去最高を記録した。そこで次の3点について区長に問う。①保育園の入所難の事態を想定し、早急な対策がとれなかったのか。②抜本的解決には施設建設を含めた財源の確保が必要と考えるがどうか。③保育料未納につい

て、何か対策を考えているのか。  
**【答】**①保育室の新設、保育園入所の弾力化等により対応していきたい。②保育園新設は私立保育園1園の新設計画を都に申請している。それらに伴う財源確保は新年度に入ったら検討していきたい。③滞納整理本部を設置し、督促・催告状はもとより、保育園を通しての説得等により、部を上げ取組んでいる。小中学校の統廃合問題について  
**【問】**昭和30～40年代に建設された学校が改築時期に入った。しかし、区長は統廃合問題を慎重に検討したいと問題を先送りしている。改築計画と統廃合は正に一体となって推進されなければ到底できない。早急なスケジュール化が求められているが、区長は統廃合問題に対する結論をいつまでに出すのか。  
**【答】**統廃合は、地域の関係方々の十分な納得や理解・指示が必要であり、慎重に進めなければならぬ。計画化にあたっては、地域の方々の意見を十分に聞きながら進めるべきと考える。

プサービス事業等は、具体的な指示を受けているわけではない。景気対応型の融資制度について  
**【問】**「新あだち」というチラシで、前区政は「不況対策融資打ち切り」、吉田区政になってから「緊急融資につき借り換え融資など実施」とある。この打ち切りというのは嘘である。緊急対策融資の場合、期間を定め、その都度、締め切りするのである。締め切りを打ち切りと言っているのは区民を欺くことである。この制度の確認と説明を求めよう。  
**【答】**景気対応型の融資は、平成4～8年度にかけて、第1～3次までの緊急対策融資を、また、経営改善資金、構造転換資金と合計5度にわたり実施してきた。この融資はご指摘のとおり、期限を定めて対応したものである。また、この間、活性化資金等も創設している。このように、制度融資はその時の経済状況に応じて、スクラップ・アンド・ビルドされるものと認識している。



忍足 和雄 議員

発行額の削減策を示されたい。  
**【答】**①歳入確保のため、現状では減税補填債の発行は止むを得ないとしても、公債費比率起債制限比率の推移に注意している。②税財源の移譲・償還財源の確保等の措置を国に要望していく。その上で区財政の改善策として、所要経費の節減等に努め、歳入については三税等の収納率の向上等、歳入確保に努めていきたい。これらを実行することにより、決議に答えられると考えている。



等々の区の組織外の人材を活用して、適切な提言や助言を求めるときと思うがどうか。  
**【答】**当区では効率的な区政の実現を推進するため、区内団体の代表者による足立区行政改革推進委員会を設置し、行政改革大綱に関わる案件について、調査審議及び助言をいただいている。今後、公社等の改革についても同様に助言をいただいきたい。



杉崎 征司 議員

期借地権付き住宅へ転用し、区の財産収入の確保と共に住宅供給策の一つと位置付けていく必要があると思うがどうか。  
**【答】**足立区土地開発公社保有地などの公共用地は、目的を持って所有しているものであるが、神戸市など既に定期借地権付き住宅の供給を行っている先進自治体の事例等を参考にし、関係部門との検討を行っていきたい。



外国人対策の取り組みについて  
**【問】**先進自治体では、内なる国際化対策として、外国人との共生を目指しての施策が進められている。その中で神奈川県横浜市は、全国で初めて外国人市民の市政参加のための外国人市民代表者会議を設置した。そこで、当区も外国人区民代表者会議を設置し、区内外国人対策に本格的に取り組む考えはないか。  
**【答】**区では、区内在住の外国人対策を充実するため、基本計画の見直し、組織整備等を通じて検討している。今後は、外国人区民代表者会議の設置を含め、いかに区内在住の外国人の意見を区政に反映させるかという観点から検討させていただく。

## 日本共産党足立区議団



伊藤 和彦 議員

し、予算計上したところである。  
**【問】**区内共通商品券について  
**【答】**12月補正予算では、区内消費の拡大として元気をさせ商店街事業への助成や区内商店街が一割引で発行予定している共通商品券の助成等が計上された。そこで、共通商品券についてどのような形で実施するのか。



円とPR経費500万円余りを計上した。同連合会では公社ニュースとときめきPRし、販売することを検討中である。販売は、5千円で、500円券10枚に1枚のプレミアムが付くとのことである。  
**【問】**介護保険導入を前に高齢者の住宅改修費助成が増えている。バリアフリー住宅は、寝たきりの原因となる家庭内事故を減らすうえで重要である。また、地元業者の確保にもなる。そこで、高齢者の住宅設備改善費給付事業を拡充してはどうか。  
**【答】**高齢者住宅改修費助成事業は、重要な施策であり区内業者がその供給者であることから所得制限緩和による利用者の経済負担軽減と業者の活用促進のため緊急経済対策として12月補正予算を提案させていただいた。今後の区政運営について伺う  
**【問】**区長は本会議挨拶で区民生活の安定と区内産業の振興を最優先課題として「区民が主人公」の理念の基に、区民生活重視型の区政運営を進めてきたと表明した。そこで、今後の区政運営について区長の決意を伺う。  
**【答】**平成11年度の行財政運営方針においても区民福祉の向上や産業振興の取り組みを強化し、5つの重点施策の推進を示した。また、大きな変革の年である平成12年に向けての体制確保に万全を尽すとともに区民施策充実のため国や都への働きかけを強化し、財源配分の見直しなどを行っていく。とりわけ区民生活の安定など緊急経済対策を積極的に推進していく決意である。

保育所の待機児童対策について  
【問】子育て支援も進んできたが、マンション建設や働く女性の増加等により保育所待機児童も増え、11月1日現在、1千193名になる。そこで、待機児童を抜本的に解消するため、保育所の増設やその対策を急ぐべきだと思いませんか。

【答】乳児等の対策として、保育室3園を綾瀬・竹の塚地区に新設できるよう協議中である。また、保育ママの定員増の確保さらに、85の保育園において入所の弾力化を図ることにより待機児童の解消をしたい。抜本的には現在、私立保育園1園の新設計画を東京都に申請中である。



大島 芳江 議員

行政改革の取り組みについて

【問】吉田区政は、区民生活重視型区政の実現を目指し、行政改革目標を住民本意に見直しつつ行政改革に取り組んできた。区民のための行政改革とは、区民の置かれている暮らしの実態に目を向け、区民にとって今何が必要かを判断し、区民の願いに沿って取り組むことである。

そこで改めて区長の行政改革に取り組み基本的な考えを問う。  
【答】①社会経済状況や区民の意向の変化に対応して不要不急の事業を洗い出し、施策の優先度や財源配分を見直す②無駄を省き創意工夫を重ね、財源を効率的に活用する③区民参加や女性参加の拡大を図るとともに事務執行等において情報の公開や提供を進めていく。の3つを基

本とし、今後もこの考え方を踏まえ行政改革を進めていきたい。生業資金について  
【問】区が生業資金は、一般金融機関から融資を受けることが困難な区民に対して、必要な資金を区が直接貸し付けているが、対象となる業者は開業や設備投資も厳しい経済状況にある。そこで、区民の期待に応え、貸付限度額の増額や墨田区のように運転資金の貸付もできるようにするなど拡充する考えはないか。



【答】生業資金は緊急経済対策として、今年10月の第3回募集分から貸付利率0.9%を0.4%に引き下げ実施している。貸付限度額の引き上げは、平成11年度の予算編成の中で財政状況等を勘案しながら検討していきたい。また、区民の生活実態に合った運用等の改善については、今後の課題検討とさせていただきます。



さとう 純子 議員

30人学級の実現について問う

【問】足立区の小中学校の現状は4月1日現在、30人以上の学級が小学校で全体の74.6%、中学校では93.9%にもなる。一人ひとりの子どもたちに教師の目が行き届く教育の実現のために、国の責任で30人学級の実

現を図るよう、また、都にも教育条件の充実の立場から、財源措置をするように、区として要望すべきと思うがどうか。

【答】中央教育審議会の答申では、学級編成及び教職員定数の標準は、国が財政的支援を行う際の基準であるとし、都道府県市町村の裁量による弾力的運用ができるよう、必要な法的整備を図るとしている。したがって、足立区教育委員会としては30人学級に向けた見直しについて、国、東京都教育委員会などの動向を見守っているところである。

分譲マンションの維持・管理等の相談窓口の設置について  
【問】民間分譲マンションは、共同住宅としての住まい方をはじめとする維持・管理や老朽化に伴う建て替えなど多くの課題がある。これらの解決はマンションの居住者が管理組合を形成して進めている。しかし、行政としても問題解決のために、専門家や技術者を含めて、対応できる相談窓口を設置すべきと思うがどうか。

【答】私は、議会尊重の考えをもち続けている。また、2年間の区政運営は、区民生活重視型の区政運営に努めてきた。緊急経済対策について問う  
【問】充実した不況対策を講じるために次の三点について問う。  
①区内の各業種がどんな現状に置かれているかを掌握し、区内産業経済の動向についての詳細な分析結果を示せ。  
②中長期的な視野での緊急経済対策が必要である。区長の計上した対策は、こうした基本的視点が欠落している。例えば足立ケーブルTVの加入促進事業、公共施設のバリアフリー化促進事業等が出されてもおかしくない。事業内容等を検討し再提出することを求める。  
③緊急経済対策事業により、どれ程の経済効果が期待出来るのか区長の見解を問う。



# 足立区議会市民連合



野中 栄治 議員

区長の政治姿勢について問う

【問】当選当初、あなたは「まさか当選するとは思わなかった」と答弁したが、それも遠い昔の話で、今では区長の権力の座を死守する覚悟でいると推測している。区長の政治姿勢は、日本庁舎跡利用問題、公募委員の差し替え、選挙中の欺瞞的なビラ、議会と対話をしない等と様々な指摘を受けてきた。これらは不毛の混乱を議会に持ち込んだ。区長は、2年間の区政運営について、区民に謝罪し責任を明確にすべきと思うがどうか。

【答】私は、議会尊重の考えをもち続けている。また、2年間の区政運営は、区民生活重視型の区政運営に努めてきた。緊急経済対策について問う  
【問】充実した不況対策を講じるために次の三点について問う。  
①区内の各業種がどんな現状に置かれているかを掌握し、区内産業経済の動向についての詳細な分析結果を示せ。  
②中長期的な視野での緊急経済対策が必要である。区長の計上した対策は、こうした基本的視点が欠落している。例えば足立ケーブルTVの加入促進事業、公共施設のバリアフリー化促進事業等が出されてもおかしくない。事業内容等を検討し再提出することを求める。  
③緊急経済対策事業により、どれ程の経済効果が期待出来るのか区長の見解を問う。



# 無党派



せがわ三則 議員

高齢者市場原理と福祉向上は両立するの

【問】市場化の目的は市場原理を導入し、民間事業者による良質なサービス体制づくり、利便性の向上、選択肢の拡大、区内経済の活性化を目指すとしている。しかし、民間活力の導入を進めてきた都市経営路線の結果は、財政赤字、国民負担の増大、福祉の切り捨てをもちたらしめた。市場原理と福祉向上が本当に両立すると考えているのか問う。

【答】介護保険が導入される高齢者福祉の分野では、新たに市場原理を部分的に導入した仕組みが創設されようとしている。その背景となる理念は顧客満足度の最大化だ。社会経済状況の変化に対応しつつ、福祉需要に応えていくためにも社会福祉全体が住民のニーズによって改善されるべきものと考えている。

プラチナマーケット論を問う  
【問】プラチナマーケット論は、介護保険をテコとして高齢者福祉事業全体を民間事業者に丸投げするアウトソーシングだ。しかし、これによって福祉行政は空洞化し、公的責任の放棄となり、最も大切な「福祉は人権」という思想を決定的に否定するものとなる。こうした問題点をどう考えているのか問う。

【答】直接処遇サービスに限ると公務員によって直接提供されているのはホームヘルプサービスののみである。また、産業の分野から福祉をとらえると市場の規模を足立区の8万人強の高齢者の生活及びすべての需要まで拡大すれば、7千億円強の規模になると想定される。その場合は、介護、医療分野だけでなく他の分野も動き出し、要援護高齢者を含めた高齢者全体の生活や選択肢を豊富にする。

【問】足立三丁目などに見られるように、狭い生活道路を大型工事車両が通行し、道路構造保全と生活環境等を脅かしている。これまで、東京都の建築安全条例が集合住宅等の特殊建築物についての接道要件等を定めているが現実には不備である。足立三丁目の事例にも鑑みて、何らかの手立てを講じるべきと思うがどうか。また、新たな条例を検討する考えはあるのか。

【答】大規模建築物建設のための使用道路の幅員規制は、安全確保のため必要と考えている。現在、東京都では建築基準法の改正に伴う建築安全条例の見直し中であり、指摘については、積極的に要望していく。



# 懲罰特別委員会の審査 報告どおり懲罰を科す ことに決定

懲罰特別委員会の審査が終了し、このたび本会議において委員会報告がなされ、報告どおり決定し渡辺修次議員に懲罰が科されました。

## 委員会の審査 報告(要旨)

### 1 審査の趣旨

平成10年10月6日の決算特別委員会において、白石正輝委員の質問中に渡辺修次委員が「バカロー」と発言したことに對して、「正式な発言ではないが、議会の品位を著しく傷つけると同時に発言者に対して威嚇を与え、発言を封じようとしたものである」との理由で、21名の議員連名で懲罰動議が提出され、10月15日の本会議で懲罰特別委員会が賛成多数で設置されました。

### 2 委員会の開催状況

▽平成10年10月15日  
本会議終了後、第1回の委員会を開催し、正副委員長長の互選を行いました。

▽11月13日  
第2回の委員会では、10月6日の決算特別委員会の議事録に基づき、懲罰動議の原因となった発言の確認を行いました。ま

た、議員の身分に関するものであり慎重に審査する必要があるため、他区で過去に懲罰が行われた事例、懲罰の種類等について確認を行いました。

▽12月21日

第3回の委員会を開催し、渡辺修次議員の発言が懲罰に値するかどうかの審査が行われました。各会派の意見表明後、採決を行い賛成多数で懲罰に値すると決定しました。

▽平成11年1月21日

第4回の委員会において、渡辺修次議員に科する懲罰処分の種類について審査を行いました。足立区議会自由民主党から「戒告」処分を科するべきであるとの提案が戒告文案を添えてあり、これに対する各会派の意見を求めたところ、足立区議会公明党、足立区議会市民連合は、戒告文案を含めて足立区議会自由民主党案に賛成、日本共産党足立区議団は懲罰の必要はないとの意見表明がありました。引き続き、採決を行い賛成多数により戒告の懲罰を科し、戒告文については足立区議会自由民主党の提案した文案のとおりとすることに決定しました。

で戒告の懲罰を科することに決定され、直ちに議長が委員会起草による戒告文により渡辺修次議員に對し懲罰の宣告が行われました。

## 戒告文

渡辺修次議員は、平成10年10月6日の決算特別委員会において、白石正輝委員の発言中、不

穏当な言辞を用い、議会の品位をそこねた。  
このことは、議員の職分にかんがみ、誠に遺憾である。  
したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。  
平成11年1月26日  
足立区議会

## 日暮里・舎人線建設促進協 議会が都知事に要望書提出

平成10年12月16日の交通問題対策特別委員会において、東京都の平成11年度の予算編成に合

て提出することを決定し、荒川区と協議の後、12月21日に日暮里・舎人線建設促進協議会会長名で要望書を提出しました。

## 日暮里・舎人線の建設 促進についての要望書

日暮里・舎人線の整備事業が、困難な諸問題を克服しつつ、昨年十二月、工事着手されましたことは、貴職並びに関係各位のご尽力の賜と、心より御礼申し上げます。

昭和六十一年に発足して以来、本計画に寄せる両区民の熱い期待を受け、早期実現に向けた様々の活動を展開して参ったところでありました。また、両区においても、沿線地域の方々とともに

「生活都市東京の展開 改定重点計画」において、重点的に取り組むべき事業として五十事業が発表されました。そのなかに、日暮里・舎人線の建設も位置付けられており、加えて、今年度の補正予算においても、追加工事が実施されるなど、貴職の本事業に対する積極的な取組みに深く感謝いたします。

また、都財政が厳しい中、「生活都市東京の展開 改定重点計画」において、重点的に取り組むべき事業として五十事業が発表されました。そのなかに、日暮里・舎人線の建設も位置付けられており、加えて、今年度の補正予算においても、追加工事が実施されるなど、貴職の本事業に対する積極的な取組みに深く感謝いたします。

され、一日も早く開業されることを熱望するところであります。貴職におかれましては、こうした両区民の熱望を十分お汲み取りいただき、日暮里・舎人線建設への積極的な予算措置をお願いするとともに、開業年次の延期を招かぬよう本事業を強力

に推進されたく、特段のご高配をお願い申し上げます。  
(東京都予算原案速報)  
東京都の平成11年度当初予算原案発表によると、日暮里・舎人線建設費は工事費、用地費を含めて137億7千万円、前年度対比100億7千万円の増となりました。

## 平成9年度各会計決算 決算特別委員会での審査経過

本決算は、第3回定例会で決算特別委員会を設置し、6日間の審査を行いました。採決に至らず継続審査となりました。

本決算は、第3回定例会で決算特別委員会を設置し、6日間の審査を行いました。採決に至らず継続審査となりました。

## 委員会の主な質疑事項

質疑は任期の折り返し点を迎

昭和六十一年に発足して以来、本計画に寄せる両区民の熱い期待を受け、早期実現に向けた様々の活動を展開して参ったところでありました。また、両区においても、沿線地域の方々とともに

しかしながら、地域住民の方々には、目に見えない形で工事があり、進んでいないことや現在の経済不況のために開業が遅れるのではないかなど、憂慮しております。

また、無党派議員から4会計決算を認定するとの意見表明がありました。討論及び意見表明終結後、4議案をそれぞれ採決に付しました。

## 委員会の審査結果

質疑終結後、足立区議会自由

民主党藤沼壮次議員と足立区議会市民連合野中栄治議員から一般会計決算については不認定、他の3会計決算については認定

の立場で、足立区議会公明党山本明儀議員から老人保健医療特別会計決算は認定、他については不認定の立場で、日本共産党足立区議団渡辺修次議員から4会計決算とも認定の立場で討論がありました(討論・7頁参照)

また、無党派議員から4会計決算を認定するとの意見表明がありました。討論及び意見表明終結後、4議案をそれぞれ採決に付しました。

## 本会議での議決結果

本会議において、大神田賢次委員長から決算特別委員会における審査報告がなされ、引き続き採決が行われました。

その結果、委員会決定のとおり、一般会計歳入歳出決算は不認定、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、用地特別会計歳入歳出決算は認定されました。



### 足立区議会自由民主党

一般会計……………不認定  
国保、老人保健、用地各特別会計……………認定

平成9年度決算は、区長が自ら編成した初めての予算であった。決算の概要を見ると、義務的経費が増加し、財政の硬直化が一段と進んだ。又、区民一人当たりの財政負担も一層重くなり、区財政の再建という公約は守られず、吉田区政になって、更に悪化している。これは、景気の低迷が影響していることはもちろんだが、それ以上に職員組合等の支援団体へのしがらみ、更に「低負担、高福祉」というできもしない主張を繰り返す共産党に指示されて、区長が行政改革に取り組みなかつたことが、主な原因であると指摘しておく。本委員会は、昨年同様、延長して審査されるという、異例な形となった。8日間の審査期間中、我が党は、もっぱら区長の政治姿勢について質問した。区長の任期も半ばを過ぎ、区長の公約実現への努力を質したところ、旧本庁舎跡のホテルを含む複合施設を中止した以外、ほとんど実現のための努力をしていないことが明らかとなった。正規職員ヘルパー100人増員、30人規模の特別養護老人ホームを区内39カ所に建設、新婚家庭への家賃補助、学校給食の民間委託見直し等々について、吉田区長は、担当職員に対し、公約実現のための指示すらしていなかった。「公約実現を第一に考える区長」と自称する吉田区長が、公約実現のために、部下になんらの指示すらしていなかったことは、あきれるばかりである。

次に、本庁舎跡利用対策審議会についてであるが、区長は、公募委員選任について、区民、並びに議会をだました。当初、庁内の選考委員会が選考した6人を、自らの支援者に6人共すり替え、公平・公正・自由な議論を排除し、その結果議会はやむなく審議会を廃止せざるを得ない状況となったのである。その為、平成9年度決算では、審議会経費約470万円の血税が、浪費されてしまった。更に本来なら、新産業振興計画策定懇談会や環境審議会を設置した上で、早急に議論しなければならぬ計画等も、公募委員の選任に当たっての、区長への不信から、未だ議会の理解も得られず、区政の運営に重大な支障となっている。したがって、本庁舎跡利用対策審議会の経費は、とても認めることはできない。よって我が党は、一般会計決算は不認定とし、国民健康保険、老人保健医療及び用地特別会計の3決算については、適正に執行されているものとし、認定する。

### 足立区議会公明党

一般会計、国保、用地各特別会計……………不認定  
老人保健医療特別会計……………認定

区長の政治信条は信条として、区政運営に関しては、主体的で公平・公正な運営をするものと期待していたが、この2年数ヶ月の区長の区政運営は、議会とは不毛の対立に終始し、随所に執行機関内での意見の不一致を露呈し、口では「区民本位の区政」を強調しつつも、その実態は広く民意を聞く度量も姿勢も示さず、日本共産党及びそれを支持する一部の人たちの意見をあたかも区民全体の意見であるかのように強弁し、それに固執するなど、その区政運営に見られる政治手法は正に独裁政治そのものである。

しかも、本会議や委員会における論戦では、質問に対し真正面からの答弁を避け続け、あまつさえ論旨不明瞭な答弁に終始していることは誠に遺憾の極みである。

また、区長就任以来、議会や区民に示された、偏向した政治姿勢は枚挙にいとまがない。本決算特別委員会での問題点のいくつかを具体的に列挙すれば、

- 一、行政改革の柱である職員定数の削減について何ら明確な目標、数値を示していないこと。
- 一、旧千住本庁舎跡地利用について、何ら具体的な提案がないこと。

一、本庁舎隣接の「さくら銀行」用地の買収を見送ったため現在、高層マンションが建設中である。これは本庁舎の重大な役割である防災拠点として大きな齟齬を来すことになり足立区の将来に大きな禍根を残したこと。

一、国民健康保険特別会計については、区長が区民の前では保険料の値上げに反対を表明しながら、議会には手のひらを返すように値上げ条例を提出してきた。正に区民だましの区長の政治姿勢が明らかになったものであり、党利党略最優先の行政執行は断じて許すことができない。議会制度の中で決算関係議案の「不認定」が多数を占めた場合、区長の政治的責任は前にも増して倍加されたものとなる。

この不認定が制度上、区政運営に直接支障がないとはいえず、区長の行政執行の結果が議会から認められなかった政治的責任の意味合いは格別なものがある。政治は結果責任である。この結果を受けて区長の今なすべきことは、確たる公式の「場」での区長の猛省に基づく見解の表明と、今後の区政運営に対する責任ある姿勢を表明すべきである。このことを吉田区長に強く要求し討論とする。

### 日本共産党足立区議団

一般会計……………認定  
国保、老人保健、用地各特別会計……………認定

いま、地方財政が全国的に危機に陥っている。その原因は政府自民党が住民の暮らし、福祉、教育削減の「行革」を押しつけ、そこで浮かせた財源を大型施設づくりに使うと言う、自治体の「開発会社化」を進めて来たことにある。足立区も、この自民党流の模範、「行革」先進都市として評価されてきた。しかし、豪華庁舎に続くホテル計画が進められる中で、区民の税金の使い方を暮らし優先に変えたいとの思いから吉田区長を誕生させた。

吉田区長は、平成8年度末の厳しい財政状況の中で、区民の思いをしっかりと受け止め、福祉と産業振興を大きな柱に据え、教育、防災対策経費等も増やした区民生活重視型の予算と同時に財政健全化にも配慮した予算編成を行った。初めて編成したこの予算の執行に自治体の使命を着実に進めていることが本決算にはっきり現れている。

具体的には、特養ホーム（中央本町の新設準備・新生苑の増床助成）、巡回型二十四時間ホームヘルプサービスの拡大、在宅支援センター3カ所の増設、障害者（児）緊急一時保護事業の充実、ホームヘルパー養成講座の拡充及び処遇改善費、精神障害者地域生活支援センターの建設、昨年から拡大された乳幼児医療費助成制度の拡大準備経費、子育て相談事業の開始、各種健康審査の拡大等が進んだ。産業振興では、産業振興計画の見直しのための実態調査などの準備経費、製造業の支援策として工業地域活性化事業の推進、空き店舗対策の実施、活用されていなかった小規模特別資金を緊急不況対策融資制度に位置づけ、限度額300万円、据え置き1年、利率1%の借りやすい制度にし業者

に喜ばれている。防災対策も着実に進める一方、学校改修の促進、学校運営費や図書購入費の増額、平和予算の計上等予算の使い方が変わったことをはっきり示している。また、前年度と比較して区債の発行を44億、債務負担を13億減らし、財政再建へ踏み出すなど、区民サービスの向上を図る行財政改革も進めている。

いま、区政の最大の責務は不況の荒波から区民を守ることにある。厳しい財政環境ではあるが、来年度予算編成にあたって区内業者への仕事確保と区民生活を支える事業を最重点に据え、学校改修の一層の促進など自治体の使命を踏まえ積極的に対応するよう要望し討論を終わる。

### 足立区議会市民連合

一般会計……………不認定  
国保、老人保健、用地各特別会計……………認定

本決算は、吉田区長がはじめて提出した予算である。その際、示された行財政運営方針は、「区民生活重視」「憲法と地方自治法を遵守し」「住民参加」といった区民の耳ざわりのいい言葉だけが並べられたものに過ぎない内容であった。その結果、区長の公約は何一つ反映されず、経常収支比率は81・8%となり、財政の健全性が危ぶまれ、公債費比率も11・1%と上昇し、今後の財政運営に、計画性が厳しく求められる状況となったのである。

個別的課題について言うと、区長は、平成8年第3回定例会の所信表明の中でボロボロ校舎の解消を図ると述べたが、実際には、9年度予算編成過程における区長査定では1億5千万を削除したのである。これは公約を自ら破る区民だましの予算であった。そしてこれを9月補正で提案したものの、共産党議員によって、工事価格が漏洩され、百条委員会へと事態は発展していったのである。

また、区長は、民主主義を根付かせて行く、情報公開、住民参加など、区政を区民にとって、より身近なものにするとも言ってきた。しかし、言っていることと、実際にやったことは、まったく違っていたのである。本庁舎跡利用対策審議会委員の公募委員を差し替えることは、誰の目にも明らかである。また、審議会が共産党区議団と審議会会長との謀議の中で進行されるということも表面化し、ホール案ありきの答申がまとめられようとするなど、審議会に投資した税金は全く効果を産むに至らなかったのである。

また特別職について未だに選任できないでいるが、これについては、区長の専断事項であるにもかかわらず、「議会に諮問委員会を設置して検討して欲しい」と共産党委員のヤラセ質問に答弁をした。これは区長の権限を放棄するものであり、このことは、その場しのぎの答弁に終始する区長のこれまでの姿勢の最たるものと言わざるをえない。

小中学校の適正規模、適正配置による学校統廃合についてもストップをかけたままで、その後の対策が何一つ示されていない。このことは関係住民に不安を与えるだけである。先送りすることなく、早急に方針を示すべきである。このように失策を重ねてきた一年であり、区長の所信は共産党諸君と区長自らが砕き、それを努力不足の一言で済ませようとしている区長の姿勢は断じて許せるものではない。

# 議決結果

## 決算

### ●認定したもの

平成9年度足立区国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
 平成9年度足立区老人保健医療特別会計歳入歳出決算  
 平成9年度足立区用地特別会計歳入歳出決算

### ●不認定としたもの

平成9年度足立区一般会計歳入歳出決算  
 (あらましを6頁に掲載)

## 補正予算

### ●可決したもの

平成10年度足立区一般会計補正予算(第3号)  
 歳入歳出予算の総額に11億6千433万2千円を追加し、予算総額を2千38億9千919万1千円とするもの。

平成10年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
 歳入歳出予算の総額に6億9千26万9千円を増額し、予算総額を509億31万7千円とするもの。

### ●否決したもの

平成10年度足立区一般会計補正予算(第4号)  
 歳入歳出予算の総額に変更はないが、各款項の歳出予算の補

正を行うもの。

平成10年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
 歳入歳出予算の総額から518万円を減額し、予算総額を508億9千513万7千円とするもの。

なお、これらの2議案については、日本共産党足立区議団より本会議において、原案に賛成の立場から討論あり。

## 条例の制定・改正

### ●可決したもの

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例  
 給与条例第17条第3項の規定に基づき、特殊勤務手当の支給額等について定めるもの。  
 東京都計画事業上沼田南土地区画整理事業施行規程  
 上沼田南地区で土地区画整理事業を施行するもの。

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額について、他の条例に委任するもの。

足立区住区センター条例の一部を改正する条例  
 西新井栄町住区センターを開設するもの。

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例  
 警視庁竹の塚警察署の開設に伴い、委員数を増員するもの。

足立区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例  
 難病を有する者の福祉の増進を図るため、支給対象疾病(亜急性硬化性全脳炎、パッド・キアリ症候群、特発性慢性肺血栓塞栓症)を加えるもの。

### ●継続審査にしたもの

足立区環境基本条例  
 環境の保全に関し、基本となる事項を定めるもの。  
 足立区社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例  
 社会福祉法人足立区社会福祉協議会への職員派遣について規定するもの。

## 契約・その他

### ●可決したもの

(仮称)特別養護老人ホーム「中央本町」新築工事請負契約  
 ①契約方法 一般競争入札  
 ②契約金額 10億7千625万円  
 ③契約の相手方 三浦・竹内・森川建設共同企業体  
 負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて  
 東京都所有の公営住宅の贈与を受け入れるもの。  
 [受け入れる財産]

## 専決処分した事件の報告

### 損害賠償の額の決定

西伊興住区センターにおいて、被害児童が館庭のマンホール上で転倒し、右肘を雨水用マンホールの鉄製の蓋に打ち骨折したことに伴う賠償の額(19万3千986円)の決定ほか。

### 議決を得た契約の変更

掘削道路復旧工事ならびに足立区西保木間一丁目、保木間三丁目付近枝線工事請負契約ほか。計2件

みなさんからの  
 請願・陳情

### 採択したもの

### ○私立保育園の振興を求める陳情

東京都が今年度から補助金単価の包括化を実施した。これに伴い多大な影響の出る保育園がある。また、11時間開所を国が延長保育の補助要綱で求めているが、これらの予算措置を図ること。並びに職員配置等において、公立園と公私格差が生じないように求めたもの。

○東京空襲犠牲者氏名記録の促進を求める意見書採択に関する陳情  
 (意見書を下記に掲載)

### 不採択にしたもの

○学校給食への有機農産物及び特別栽培農産物の使用促進に関する陳情

## 今定例会で可決した

## 意見書・決議(要旨)

### 東京空襲犠牲者の氏名調査・記録に着手することを求める意見書

昭和十九年十一月から昭和二十年八月にかけて、東京は実に百有餘回にわたる空襲を受けた。市民が受けた被害はきわめて甚大であり、その犠牲者は十万人以上にのぼっている。

しかし、戦後五十三年を迎えた今日に至っても東京都においては、東京空襲に関する調査、犠牲者の氏名の収集・記録を行わないまま放置している。

九死に一生をえた生き証人の方々も高齢化が進み、このままでは東京空襲の実相を後世に伝えることもできなくなる。

よって、足立区議会は東京都に対し、一刻も早く東京空襲に関する調査に着手し、空襲犠牲者の氏名を記録するよう強く求めるものである。  
 (東京都知事あて)



有機栽培農産物及び特別栽培農産物は、評価されているが、安定的な供給や経済性などの問題もあり、陳情の趣旨にそいかなる。

足立区議会議員の政治活動等にかかわる決議  
 足立区議会議員は、自らの政治活動、日常生活並びに選挙活動について、左記のとおり取り組むものである。

### 記

一 政治資金規正法並びに公職選挙法を遵守し、クリーンな選挙が行われるよう努める。

二 他の区議会議員、あるいは予定候補者に対し、殊さらな誹謗中傷ないしは事実を歪曲した攻撃は行わない。

三 物品販売(パンフレット)等に名をかり、のぼり、たすき等を用い、さらに拡声器を利用する等、実質的な選挙活動を行わず、また、行わせない。  
 右、決議する。  
 東京都足立区議会

なお、日本共産党足立区議団より本会議において、反対の立場から討論あり。